



埼玉県報

第 2 2 5 5 号
平成 23 年 1 月 21 日
金 曜 日

目 次

告示

- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(東部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(川越比企地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(北部地域振興センター\)](#)
- [地籍調査の成果の認証\(土地水政策課\)](#)
- [免税証紛失に伴う告示\(熊谷県税事務所\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(NPO活動推進課\)](#)
- [春日部都市計画生産緑地地区の変更告示\(みどり再生課\)](#)
- [大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示\(商業支援課\)](#)
- [斎条土地改良区の解散認可\(農村整備課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の終了\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の終了\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の終了\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の終了\(用地課\)](#)
- [雨水流出抑制施設の告示\(河川砂防課\)](#)
- [久喜都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しの縦覧\(都市計画課\)](#)
- [久喜都市計画下水道の変更に係る図書の写しの縦覧\(都市計画課\)](#)
- [久喜都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧\(都市計画課\)](#)
- [朝霞都市計画区域区分の変更\(都市計画課\)](#)
- [鴻巣都市計画区域区分の変更\(都市計画課\)](#)
- [久喜都市計画清久工業団地周辺土地区画整理事業の決定に係る図書の写しの縦覧\(市街地整備課\)](#)
- [景観整備機構の指定\(田園都市づくり課\)](#)
- [久喜都市計画緑地の変更に係る図書の写しの縦覧\(公園スタジアム課\)](#)
- [県道越谷停車場線の区域の変更\(越谷県土整備事務所\)](#)
- [建築基準法に基づく道路の位置の指定\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [建築基準法に基づく道路の位置の指定\(越谷建築安全センター\)](#)
- [埼玉県教育委員会定例会の招集\(教委・総務課\)](#)
- [住民監査請求に係る監査結果の公表\(監査第一課\)](#)

雑報

- [普通肥料の検査結果の公表に関する告示\(病虫害防除所\)](#)
- [特殊肥料の検査結果の公表に関する告示\(病虫害防除所\)](#)
- [収去した飼料等の試験結果の公表に関する告示\(病虫害防除所\)](#)

告 示

埼玉県告示第八十八号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県東部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十三年一月二十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十三年一月十七日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 Village
- 三 代表者の氏名
村形 慶法
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県越谷市千間台西五丁目十八番地二ルネ千間台百一
- 五 定款に記載された目的
家庭環境や経済的環境に恵まれない子どもが親もとへ帰れるまで、あるいは社会的に自立するまでの期間、子どもを養育、支援すること子どもの人権擁護及び健全育成を推進し、社会的養護の経験者が退所・措置解除後孤立してしまわぬよう、「社会的養護の再生産」を予防し当事者が援助者に転換できるような政策の提案や具体的取り組み・ネットワーク創りを行い、地域社会に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第八十九号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県川越比企地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-ngo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十三年一月二十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十三年一月十八日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人明星国際看護師育成会
- 三 代表者の氏名
清水 貞夫
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県坂戸市日の出町九番一号
- 五 定款に記載された目的
この法人は、看護師資格の取得を目指す外国人看護師に対し、各国の医科大学や看護学校などと共同で、日本語学習コースを設置し、資力の乏しい優秀な学生のための奨学金制度を創設すると同時に、日常生活の支援、試験合格後の就職紹介までを支援する事業を行う事により、看護師の数と質の確保を図り、医療過疎地域への看護師紹介などを通じて、福祉の増進に寄与する事を目的とする。

告 示

埼玉県告示第九十号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県北部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十三年一月二十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十三年一月十二日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人グリーンアップ熊谷
- 三 代表者の氏名
高橋 哲男
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県熊谷市大麻生八二四番地一
- 五 定款に記載された目的
この法人は、埼玉県熊谷市を中心とした県北地域住民に対し、校庭・屋外運動場の芝生化に関する事業を行い、老若男女問わず地域住民のスポーツへの生涯参加と、スポーツのみではなく文化的な面からも、青少年の健全な育成を図り地域コミュニティの活性・向上に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第九十一号

ときがわ町における地籍調査の成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第百八十八号）第十九条第二項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により次のとおり公告する。

平成二十三年一月二十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称	調査を行った地区	認証年月日
ときがわ町	平成二十一年度 平成二十二年度	地籍図 八十一枚 地籍簿 一冊	田黒二地区（大字玉川及び大字田黒の一部）	平成二十三年 一月十八日

告示

埼玉県告示第九十二号

次の軽油引取税免税証は、亡失したので、亡失の日から無効とする。

平成二十三年一月二十一日

埼玉県知事 上田清司

免税証の種類	免税証の記号及び番号	枚数	用途	有効期間
一 リットル	09C032137	一	農業	平成二十二年二月一日 ） 平成二十三年一月三十一日
五 リットル	09F020439	一	農業	平成二十二年二月一日 ） 平成二十三年一月三十一日

免税証に記載された販売業者の所在地及び氏名又は名称

埼玉県本庄市西富田四百四十六 一
光山石油(株)

免税証を交付した事務所

熊谷県税事務所

亡失年月日

平成二十二年十二月二十八日

告 示

埼玉県告示第九十二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十三年一月二十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十三年一月十四日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人マナビバ

三 代表者の氏名

野原 健志

四 主たる事務所の所在地

埼玉県さいたま市中央区下落合六丁目八番九号一〇一号室

五 定款に記載された目的

この法人は、日本の国際化への啓発活動及び児童、生徒、青少年、留学生、教育関係者等国際的な活動を目指す人々に対し、語学研修、留学及び海外体験等の語学教育、国際教育プログラムの提供、国際交流活動の提供・支援を行うことにより、国際社会に貢献できる人材を育成・輩出し、社会教育の推進、国際協力、健全な人材育成に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第九十四号

春日部市から春日部都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり再生課において縦覧に供する。

平成二十三年一月二十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第九十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十三年一月二十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ロ チャーヌ川越店

川越市脇田新町十一 十一

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

(一) 第十二駐車場拡張部からの出庫については、無理な右折出庫のないよう

注意喚起着看板等の設置をすること。

また、旧来出入口だった部分が入口専用となるので、開口幅を縮小する

等、来客者への周知を図りたい。

(二) 第六駐車場については、月極駐車場への変更を来客者に周知し、無用の

トラブルのないよう配慮すること。

(三) 駐車場（第十二駐車場拡張部）及びその周りに、児童生徒の溜まり場に

なりやすい場所ができないよう、外灯の設置や、警備員の配置などに留意

ください。

二 縦覧期間

平成二十三年一月二十一日から平成二十三年二月二十一日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター

告示

埼玉県告示第九十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第六十七条第二項の規定により、次の土地改良区の解散を平成二十三年一月十九日認可した。

平成二十三年一月二十一日

埼玉県知事 上田清司

一 名称

齋条土地改良区

二 事務所所在地

行田市

告 示

埼玉県告示第九十七号

測量計画機関の長である上尾市小泉土地区画整理組合理事長山崎勉から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十三年一月二十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

上尾市小泉土地区画整理組合

二 作業種類

公共測量（出来形確認測量）

三 作業地域

上尾市大字小泉地内

四 作業期間

平成二十三年一月十八日から平成二十三年三月十八日まで

告示

埼玉県告示第九十八号

測量計画機関の長である新座市新堀二丁目土地区画整理組合理事長村野英男から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十三年一月二十一日

埼玉県知事 上田清司

一 測量計画機関

新座市新堀二丁目土地区画整理組合

二 作業種類

公共測量（基準点測量、出来形確認測量）

三 作業地域

新座市新堀二丁目土地区画整理地区

四 作業期間

平成二十三年一月十一日から平成二十三年三月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第九十九号

測量計画機関の長である滑川町長吉田昇から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十三年一月二十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

滑川町

二 作業種類

公共測量（ほ場整備 三級基準点測量、四級基準点測量、確定測量図作成）

三 作業地域

滑川町南部地域

四 作業期間

平成二十二年十二月十日から平成二十三年三月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第百号

測量計画機関の長であるさいたま市長清水勇人から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十三年一月二十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

さいたま市

二 作業種類

公共測量（数値地形図修正）

三 作業地域

さいたま市全域

四 作業期間

平成二十二年十月十八日から平成二十三年三月二十五日まで

告 示

埼玉県告示第百一号

測量計画機関の長である寄居町長島田誠から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十三年一月二十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

寄居町

二 作業種類

公共測量（三級基準点の復旧）

三 作業地域

寄居町大字赤浜地内

四 作業期間

平成二十二年十二月二十一日から平成二十三年一月二十八日まで

告 示

埼玉県告示第百二号

測量計画機関の長である久喜市長田中暄二から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十三年一月二十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

久喜市

二 作業種類

公共測量（空中写真撮影）

三 作業地域

久喜市全域

四 作業期間

平成二十二年十二月十三日から平成二十三年二月二十五日まで

告 示

埼玉県告示第百三三号

平成二十二年埼玉県告示第八十五号で公示した公共測量（出来形確認測量）は、平成二十二年三月十九日終了した旨測量計画機関の長である上尾市小泉土地区画整理組合理事長山崎勉から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十三年一月二十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第四百四号

平成二十二年埼玉県告示第千百三十三号で公示した公共測量（鴻巣市都市計画支援システム整備業務）は、平成二十二年十二月二十八日終了した旨測量計画機関の長である鴻巣市長原口和久から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十三年一月二十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第百五号

平成二十二年埼玉県告示第千二百二十八号で公示した公共測量（荒川左岸南部流域下水道台帳作成）は、平成二十三年一月四日終了した旨測量計画機関の長である埼玉県荒川左岸南部下水道事務所長飯島厚志から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十三年一月二十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第百六号

平成二十二年埼玉県告示第千二百三十二号で公示した公共測量（四級基準点測量
二十一点、三級水準測量 三キロメートル、現況測量 六・七八ヘクタール）は、
平成二十二年十二月二十四日終了した旨測量計画機関の長であるさいたま市長清水
勇人から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条
において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十三年一月二十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第百七号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めたので、告示する。

平成二十三年一月二十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 許可番号

第二〇二〇 一一 一号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

比企郡鳩山町大字大橋字愛宕一〇五二 一の一部 ほか十四筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 一〇二・六立方メートル

告 示

埼玉県告示第百八号

久喜市から久喜都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十三年一月二十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第百九号

久喜市長から久喜都市計画下水道の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十三年一月二十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第百十号

久喜市から久喜都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十三年一月二十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第百十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、朝霞都市計画区域区分を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十三年一月二十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第百十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、鴻巣都市計画区域区分を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十三年一月二十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第百十二号

久喜市から久喜都市計画清久工業団地周辺土地区画整理事業の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部市街地整備課において縦覧に供する。

平成二十三年一月二十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

告示

埼玉県告示第百十四号

景観法（平成十六年法律第百十号）第九十二条第一項の規定により、景観整備機構を指定したので、次のとおり公示する。

平成二十三年一月二十一日

埼玉県知事 上田清司

一 名称

特定非営利活動法人 都市づくりNPOさいたま

二 住所及び事務所の所在地

埼玉県さいたま市緑区芝原二丁目十六番地二十一

三 指定年月日

平成二十三年一月十七日

告 示

埼玉県告示第百十五号

久喜市から久喜都市計画緑地の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部公園スタジアム課において縦覧に供する。

平成二十三年一月二十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十三年一月二十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年一月二十一日

埼玉県越谷県土整備事務所長 南 沢 郁 一 郎

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 越谷停車場線
- 三 道路の区域

新	旧	旧新別
同市弥生町八九一番五地先まで	越谷市弥生町八八九番地先から	区 間
二五・〇〇	八・九〇	敷地の幅員 (メートル)
五七・四五		延 長 (メートル)
開発事業	越谷駅東口第一種市街地再	備 考

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第八号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、道路の指定を次のとおり行った。

平成二十三年一月二十一日

埼玉県川越建築安全センター所長 若林祥文

指 定 番 号	十号
指定道路の種類	建築基準法 第四十二条 第一項第四号
指定の年月日	平成二十三年一月 十二日
指 定 道 路 の 位 置	<p>日高市大字高萩字主神一四四二～一四四五の三 日高市大字高萩字主神一四四二丁一四四三 日高市大字高萩字主神一四四九の二丁一四三二の六 日高市大字高萩字堀之内二九の五～二八の四 日高市大字高萩字堀之内前二七五の二丁大字高萩字 堀之内一四〇の四 日高市大字高萩字堀之内二五の二丁二二八の四 日高市大字高萩字蔵脇一六七の三丁一六八の一 日高市大字高萩字上宿一六一八の一</p>
指定道路の延長 (単位メートル)	<p>七七・〇〇メートル 八・〇〇メートル 二六・〇〇メートル 七五・〇〇メートル 七三・〇〇メートル 四四・八八メートル 六九・〇〇メートル 四一・〇〇メートル</p>
指定道路の幅員 (単位メートル)	<p>六・〇〇メートル 九・〇〇メートル 六・〇〇メートル 九・〇〇メートル 六・〇〇メートル 六・〇〇メートル 九・〇〇メートル 六・〇〇メートル</p>

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十三年一月二十一日

埼玉県川越建築安全センター所長 若林 祥文

一 許可番号

平成二十三年一月十二日

指令川建セ第二一〇〇二四三号

二 検査済証番号

平成二十三年一月十八日

川建セ第二二〇一一九号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡鳩山町大字大橋字愛宕一〇五二一の一 他一四筆

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

比企郡鳩山町大字大橋一〇六六

医療法人 眞美会 麻見江ホスピタル

理事長 一色 俊行

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、道路の指定を次のとおり行った。

平成二十三年一月二十一日

埼玉県越谷建築安全センター所長 橘

裕子

第五号	指 定 番 号
建築基準法 第四十二条 第一項第四号	指定道路の種類
平成二十三年 一月十八日	指定の年月日
埼玉県戸田市大字新豊字小玉二 八番地先より 埼玉県戸田市大字新豊字小玉二 六番地先まで	指 定 道 路 の 位 置
四一・七	指定道路の延長 (単位メートル)
一・五	指定道路の幅員 (単位メートル)

告 示

埼玉県教委告示第五号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

平成二十三年一月二十一日

埼玉県教育委員会委員長 樋 爪 龍太郎

一 日時

平成二十三年一月二十七日 午前十時

二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

三 議題

イ 埼玉県障害児就学支援委員会委員の任免について

ロ その他

告 示

埼玉県監査委員告示第一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十二条第四項の規定により、住民監査請求に係る監査を実施したので、その結果を次のとおり公表する。

平成二十三年一月二十一日

埼玉県監査委員 根 岸 和 夫

埼玉県監査委員 米 田 正 巳

埼玉県監査委員 神 山 佐 市

埼玉県監査委員 鈴 木 義 弘

第1 監査の請求

1 請求人

(略)

2 請求書の受付

平成22年11月29日

3 請求の内容

(1) 請求の要旨

ア 「旧浦和青年の家跡地及び旧岸町庁舎跡地における再生砕石撤去工事」の第2回住民説明会が、平成21年12月2日に浦和コミュニティセンターにて開催され、会場等使用料4,180円が総務部管財課により支払われた。

イ しかしながら、「40旧浦和青年の家跡地及び旧岸町庁舎跡地における再生砕石撤去工事仕様書」(以下「仕様書」という。)によれば、請負者は「工事に先立ち、監督員と打ち合わせの上、住民及び関係自治会等に対して工事説明会を開催する。」とある。

ウ よって、説明会は、請負者が開催し費用負担すべきであり、県費からの支出は不適切である。

(2) 請求する措置の内容

総務部管財課長以下同課職員及び本件に関連連座する全職員に、支払金額4,180円の補填をさせるなど、必要な措置を講じるよう勧告することを求める。

第2 請求の要件審査

請求人は公金支出の不当性を主張しており、本件請求は地方自治法第242条第1項に規定する要件を具備しているものと認めた。

第3 監査の実施

1 監査対象事項

再生砕石撤去工事に関する第2回住民説明会(平成21年12月2日開催)に係る会場等使用料の支出を監査の対象とした。

2 監査対象機関

総務部管財課

3 証拠の提出及び陳述

請求人に対して、法第242条第6項の規定に基づき、平成22年12月16日に証拠の提出及び陳述の機会を設けたところ、請求人からは証拠の提出及び陳述の申出

ともになかった。

第4 監査の結果

本件請求については、合議により次のとおり決定した。

本件請求は、理由がないものと判断し棄却する。

以下、監査対象機関の説明、事実関係、監査対象事項に対する判断について述べる。

1 監査対象機関の説明

総務部管財課から関係書類の提出を受け調査を行うとともに、事実関係などを確認するため平成22年12月16日に監査を実施した。

(1) 住民説明会(第1回・第2回)開催の経緯

旧浦和青年の家及び旧岸町庁舎の建物解体時から、周辺住民により、解体した石綿含有建材を跡地に敷いているのではないかとの主張やこの跡地全体を公園にして欲しいとの要請が行われてきた。

さらに、跡地に敷いた再生砕石から平成21年8月に石綿含有建材が発見されたことから、周辺住民の関心や不安が一層高まり、県に対する住民説明会の開催要請が再三にわたり行われた。

こうした状況から、請負者によって一般的に行われている施工方法、作業時間、工事車両の出入り、周辺の安全対策等を説明する単なる「工事説明会」では住民の理解は得られないと考えた。そして、今回の事態についてのおわびと経過説明を行うほか、再生砕石の撤去など請負者が行う工事内容の説明とは別に、住民の方々の跡地についての様々な思いや過去の経過を県が受け止めた上で、工事の実施そのものについての了解を得るための説明会が必要だと判断した。

また、大気汚染防止法等による指導監督権限を有するさいたま市から、施工に先立ち周辺住民の理解を十分に得るようにとの指導を受けていた。

こうしたことから、住民説明会を県が主体で開催したものである。

(2) 県が会場等使用料を負担した理由

本件の住民説明会は、当該跡地をめぐる周辺住民からの要望等のこれまでの経緯や石綿が混入した再生砕石に係る住民説明会の開催要請等を踏まえて、請負者が行う「工事説明会」の範囲を超えて開催したものである。通常の「工事説明会」とは違い、これまでの経緯の説明や全国的に例のない工事の実施そのものについて住民の理解を得ることが主な趣旨であった。

そのため、県が主体となって開催し、県が会場等使用料を負担したものである。

(3) 仕様書の「工事説明会」について

仕様書の「工事説明会」の業務内容は、工事の説明資料の作成並びに一堂に会した周辺住民等に対する施工方法、作業時間、工事車両の出入り、周辺の安全対策等

の説明及び質問への回答を行うことを一般的には想定している。

工事説明会の経費は、現場管理費の中に含まれており、経費を積み上げているものではない。県が必要性を判断し仮に説明会を開催しないとしても工事契約額の減額には至らない。

(4) 「工事説明会」の履行について

県が開催した第1回住民説明会において、請負者は工事の説明資料を作成・配布した上で、「工事説明会」で説明すべき内容である施工方法、作業時間、工事車両の出入り、周辺の安全対策等の説明を行った。また、飛散防止剤の成分に関すること等の質問への回答を行っている。

周辺住民への一連の事業説明を主眼とする住民説明会は、工事内容の説明を行う「工事説明会」と趣旨が異なるものであるが、別々に開催する必要はないため、住民説明会の中で工事説明を行った。住民説明会の第1回には請負者から9人、第2回には同じく5人が出席しており、請負者は仕様書の内容を履行していると言える。

(5) 会場等使用料の支払いについて

本件請求の平成21年12月2日の住民説明会の会場等使用料については、11月10日に資金前渡の支出負担行為兼支出命令書の起案・決裁を行い、12月2日に支出した。

なお、第1回(同年10月27日開催)の会場等使用料4,180円は、早急に説明会を開催する必要がある中で、日時、場所、広さなどから会場が限定され、会場の予約時(同年10月13日)に、仮予約や請求書払いが認められず、窓口で直ちに現金による支払を求められたため、やむを得ず職員が自費で支払を行った。その後、当該経費を県に請求することを考えたが、制度上できなかったものである。

2 事実関係

監査対象事項について、総務部管財課に対する監査及び関係書類の調査を実施した結果、次の事項を確認した。

(1) 本件に係る主な経緯

浦和青年の家及び岸町庁舎の廃止から再生砕石の全量撤去工事完了までの主な経緯は、次表のとおりである。

年 月 日	内 容
平成16年 3月31日	浦和青年の家及び岸町庁舎を廃止
平成18年12月27日	知事あてに、跡地売却の凍結と公園としての整備等を求める「旧浦和青年の家跡地利用に関する陳情書」が提出された。 提出者：旧浦和青年の家跡地利用を考える会
平成19年 2月 7日	知事あてに、調公園と一体の公園としての活用等を求める「青年の家・青少年会館跡地の有効利用について(お願い)」と題する文書が提出された。 提出者：調自治協力会

2月28日	同施設を解体、敷地に再生砕石を敷く。
7月17日	知事あてに、全面公園化と住民説明会の開催等を求める「旧浦和青年の家及び旧岸町庁舎跡地問題について」と題する要望書が提出された。 提出者：浦和青年の家跡地利用を考える会
8月2日	知事あてに、住民説明会の開催とさいたま市買受け部分の位置変更等を求める「旧浦和青年の家・旧岸町庁舎跡地についてお願い」と題する文書が提出された。 提出者：調自治協力会
8月24日	知事あてに、調自治協力会とは別に住民説明会の開催を求める「旧浦和青年の家及び旧岸町庁舎跡地問題について」と題する要望書が提出された。 提出者：浦和青年の家跡地利用を考える会
9月1日	調自治協力会主催の住民説明会が開催され、管財課・さいたま市・日本赤十字社（以下「日赤」という。）が出席した。
9月17日	浦和青年の家跡地利用を考える会主催の住民説明会が開催され、管財課・日赤が出席した。 全面公園化や日赤の当該跡地への移転の再考、住民との話し合いの継続等を求める意見が出された。
12月13日	知事あてに、土地利用の協議に係る県からさいたま市への回答内容に反対し再検討を求める「抗議文」が提出された。 提出者：浦和青年の家跡地利用を考える会
平成20年1月24日	知事あてに、「緑地・防災公園」とするために日赤への売却計画を白紙に戻し、さいたま市への働きかけ等を求める「請願書」が提出された。 提出者：浦和青年の家跡地利用を考える会
2月29日	「跡地全面は緑の防災公園に！ 日赤事務所の移転に反対します」との意見広告が埼玉新聞に掲載された。 掲載者：浦和青年の家跡地利用を考える会
3月21日	跡地を日赤に売却
3月28日	知事・日赤・さいたま市長あてに、跡地売買契約の解約を求める「抗議文」が提出された。 知事あての全面公園化の陳情署名数：17,849人 提出者：浦和青年の家跡地利用を考える会 浦和区仲町三丁目住民有志
平成21年2月17日	県監査委員に、跡地売買契約の無効等を主張する住民監査請求が出された。
4月24日	上記監査請求の棄却を受け、知事を被告とする住民訴訟が提起された。
6月23日	日赤が新社屋建設工事を着工
7月31日	近隣住民と石綿含有建材等の分析調査会社の職員が、敷地内で日赤職員立会いの下、石綿含有の疑いのある建材を3個

	採取した。それぞれを2分割し、その一方を日赤職員が持ち帰った。
8月11日	上記近隣住民から、採取した建材から石綿が検出された旨、日赤に連絡があった。
8月13日	近隣住民が採取した建材の片割れ(3個)を日赤から県が譲り受け、石綿含有量を調査した。 その結果、3個とも基準値を超える量の石綿の含有を確認した。
8月17日	県、さいたま市、日赤が対応を協議した。 県から、大気中の石綿濃度の測定、石綿含有の疑いのある建材の分布状況等を把握するための目視による点検及び当該建材の手作業による除去・回収を行うことを市に報告し、市の了解を得た。
8月20日 ~ 8月22日	石綿含有の疑いのある建材の分布状況等の点検・除去作業を実施した。(建材約16.6kgを回収)
8月24日	知事・日赤支部長あてに「アスベスト含有建材破砕石(礫)の件で抗議と要請」と題する文書が提出された。 提出者：近隣住民有志の会、浦和第一女子高校関係者有志 浦和青年の家跡地利用を考える会
8月25日	点検・除去作業の結果を踏まえ、県、さいたま市、日赤が今後の対応を協議した。県はさいたま市から再生砕石の全量撤去を指導された。
8月26日	8月20日~8月22日に回収した石綿含有の疑いのある建材の石綿含有量を調査し、含有を確認した。
9月7日	知事及び総務部長あてに「旧浦和青年の家及び旧岸町庁舎の跡地のアスベスト除去工事に係る要請」と題する文書が提出された。 提出者：近隣住民有志の会 浦和青年の家跡地利用を考える会
10月9日	再生砕石の全量撤去工事を契約
10月15日	知事あてに「旧浦和青年の家及び旧岸町庁舎の跡地のアスベスト除去工事に係る請願」と題する文書が提出された。 提出者：近隣住民有志の会 浦和青年の家跡地利用を考える会
10月27日	再生砕石の全量撤去工事の住民説明会(第1回)
12月2日	再生砕石の全量撤去工事の住民説明会(第2回)
12月24日	再生砕石の全量撤去工事(追加工事)を契約
平成22年 1月18日	再生砕石の全量撤去工事着工
1月21日	一部住民から全量撤去工事の差止仮処分申請がなされた。

3月12日	3回の審尋を経た後、全量撤去工事の差止仮処分申請が却下された。
4月30日	再生砕石の全量撤去工事完了

(2) 住民等からの説明会の開催要請

再生砕石の撤去等に係る住民等からの説明会の開催要請等の概要は、次のとおりである。

期 日 文書の題名	提出者 あて名	概 要	
		主な要請事項	県の文書回答(概要)
平成21年8月24日 アスベスト含有建材 破砕石(礫)の件で 抗議と要請	・近隣住民有志の会 ・浦和第一女子高校 関係者有志 ・浦和青年の家跡地 利用を考える会 ・知事 ・日赤埼玉県支部長	安全が確認されるまで日赤 社屋建設工事を中止すること 近隣・周辺住民に対し住民説 明会を行うこと 日赤は近隣住民と工事協定 を結ぶこと	(文書回答の要請なし)
平成21年9月7日 旧浦和青年の家及び 旧岸町庁舎の跡地の アスベスト除去工事 に係る要請	・近隣住民有志の会 ・浦和青年の家跡地 利用を考える会 ・知事 ・総務部長	事前に土壌調査を行うこと 除去工事の事前届出をする 住民説明会を行うこと 関連の幼稚園、学校に事前に 伝えること 工程表を示すこと	土壌調査は行わない。 法令に基づき届出を行う。 住民説明会を行う。 近隣の幼稚園、学校に事前に 通知する。 住民説明会で工程表を示す。
平成21年10月15日 旧浦和青年の家及び 旧岸町庁舎の跡地の アスベスト除去工事 に係る請願	・近隣住民有志の会 ・浦和青年の家跡地 利用を考える会 ・知事	レベル1相当の飛散の可能 性を認識して対処すること 我々が推薦する専門家を必 ず入れたアスベスト検討委員 会を設置すること 住民説明会について(検討委 員会メンバーによる説明、参加 者を近隣住民に限定しない等) 除去工事について、近隣住民 と工事協定を結ぶこと 住民等の健康調査を行い今 後20年間フォローすること	飛散防止剤を使用し、管理型 処分場へ搬出する。 委員会は設置しないが必要 があれば専門家の意見を聴く。 近隣住民を対象とするが、他 の関係者等の出席は拒まない。 工事協定は結ばないが、安全 対策等に十分注意を払う。 健康被害が生じないように大 気中濃度測定や飛散防止措置 等を講じるので健康調査は行 わない。

(3) 住民説明会の開催状況

第1回及び第2回の住民説明会の開催状況は、次のとおりである。

	第1回	第2回
主催	県	県
日時・場所	平成21年10月27日(火) 午後7時から午後9時まで 浦和コミュニティセンター	平成21年12月2日(水) 午後7時から午後9時まで 浦和コミュニティセンター
説明者等	県(管財課) 6人 請負者 9人	県(管財課) 7人 さいたま市(環境対策課) 3人 請負者 5人
参加者	住民等 36人	住民等 39人
概要	1 これまでの経過説明とおわび (説明者:管財課) 2 撤去工事内容の説明 (説明者:請負者) 3 質疑応答 (対応者:管財課、請負者)	1 工事(変更内容)の説明 (説明者:管財課) 2 質疑応答 (対応者:管財課)

(4) 住民説明会の概要

住民説明会における主な説明内容、住民からの意見等及び県の対応の概要は、次のとおりである。

(第1回)

項目	内容
主な説明内容	1 今回の事態のおわび・再生砕石撤去工事に至るまでの経緯 2 再生砕石の撤去工事 (工期)平成21年10月9日から平成21年11月30日 (内容) (1)再生砕石の撤去処分 ・飛散防止剤の散布後、油圧式重機にて集積する。 ・集積したものを袋に詰める。 ・袋を最終処分場へ運び処分する。 (2)石綿濃度環境測定 ・作業前、作業中、作業後に測定する。 (3)土壌環境測定 ・搬出前に土壌環境測定を行う。 (4)仮囲い組立、解体作業 ・作業前に仮囲いを高くして、作業後に解体する。
住民等からの主な意見等	健康被害について ・健康被害への対応を求める。 ・県は、将来にわたり責任を持つと言うべきである。 ・浦和一女で受験する受験生に健康被害が生じないよう配慮すべき。 県の姿勢等について

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土壌汚染を2年半も放置し、不誠実である。 ・ 原因究明について追究不足、説明不足である。 ・ 県として、この再生砕石の問題を広く県民に知らせるべきである。 <p>検討委員会の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 専門家を入れた検討委員会を設置し撤去方法を検討すること。 <p>撤去工事について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 飛散防止対策を石綿吹付け材と同等にすること。 (仮囲いは屋根付き、負圧とすること等) ・ 強アルカリの飛散防止剤による土壌汚染が不安である。 <p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 説明会の対象を岸町3・4丁目の住民に限定すべきでない。 ・ 監督する立場のさいたま市の出席を求める。 ・ 砕石を製造した業者の責任は問わないのか。 ・ 再生砕石の製造工場について、国レベルでの議論が必要である。
意見等に対する主な対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ 飛散防止対策として仮設テントの設置等を行う。 ・ 飛散防止剤は使用しない。 ・ 専門家を入れた検討委員会は設置しない。

(第2回)

項目	内容
主な説明内容	<p>再生砕石撤去工事の変更内容 (工期)平成21年10月9日から平成22年3月15日 (変更内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 飛散防止剤は使用しない。 ・ 飛散防止対策として仮設テントを設置する。 ・ 仮設テント内に前室を設置する。 ・ 仮設テント内を負圧にする。 ・ 仮設テント内で手作業及び電気式重機にて集積する。 ・ 作業終了後、テント内の石綿濃度を測定する。 ・ 石綿濃度測定結果を確認した後、次の撤去作業場所へ仮設テントを移動する。
住民等からの主な意見等	<p>健康被害について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 再生砕石を敷いたときに石綿が相当飛散した。その時は囲いもなく、もう手遅れである。住民の健康被害についてどう考えているか。 <p>県の姿勢等について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 経過説明が不十分であるため、皆が不信感を持っている。 ・ 県が被害者という認識は、大きな間違いである。 ・ 学校への周知が遅い。事実をもっと広く周知すべきである。 <p>撤去工事について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 土壌中の石綿の検査箇所を増やすこと。 ・ 大気中石綿濃度の測定位置を再度検討すること。 ・ 集じん機の24時間運転を行うこと。

	<ul style="list-style-type: none"> ・完全に飛散させないため、重機は使用せず手作業によること。 <p>原因究明について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原因の説明ができていないのが問題である。 ・敷いた再生砕石は浦和青年の家の廃材なのではないか。 ・同じ過ちを繰り返さないように、他の再生砕石製造業者についても県は対策を講じているのか。 <p>検討委員会の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専門家を入れた検討委員会を設置し、原因究明等も行うべきである。 ・県において全国に先駆けてのマニュアルの策定を要望する。
意見等に対する主な対応	<ul style="list-style-type: none"> ・土壌中の石綿の検査箇所を新たに2箇所追加する。 ・大気中石綿濃度の測定位置はさいたま市の指導を受けて決める。 ・作業後の仮設テント中の石綿濃度測定を行い、結果を確認できるまで集じん機を稼働する。 ・重機は使用する。 ・専門家を入れた検討委員会は設置しない。

(5) 会場等使用料の支出

- ア 第1回住民説明会の会場等使用料4,180円については、早急に住民説明会を開催する必要がある中で、会場の予約時(平成21年10月13日)に、仮予約や請求書払いが認められず、窓口で直ちに現金による支払いを求められたため、やむを得ず管財課職員が自費で支払いを行った。
- イ 第2回住民説明会の会場等使用料4,180円については、平成21年11月10日に資金前渡の支出負担行為兼支出命令書の起案・決裁がなされ、12月2日に県費が支出され、12月3日に精算が行われた。

(6) 仕様書の「工事説明会」の規定

再生砕石撤去工事の仕様書に規定された該当箇所は、次のとおりである。

項目：12 近隣に対する周知

特記事項：「工事に先立ち、監督員と打ち合わせの上、住民及び関係自治会等に対して工事説明会を開催する。」

3 監査対象事項に対する判断

請求人は、「『40旧浦和青年の家跡地及び旧岸町庁舎跡地における再生砕石撤去工事仕様書』によれば、説明会は、請負者が開催し費用負担すべきであり、県費からの支出は不適切である。」と主張している。

そこで、以下に請求人の主張について判断する。

管財課は、仕様書に定める請負者が行う「工事説明会」の業務内容については、「工事の説明資料の作成並びに一堂に会した周辺住民等に対する施工方法、作業時間、工事車両の出入り、周辺の安全対策等の説明及び質問への回答を行うこと」と説明して

いる。

その上で、本件の住民説明会は第1回及び第2回ともに、「当該跡地をめぐる周辺住民からの要望等の経緯や石綿が混入した再生砕石に係る住民説明会の開催要請等を踏まえて、請負者が行う「工事説明会」の範囲を超えて開催したものである。通常の「工事説明会」とは違い、住民の方々の跡地についての様々な思いや過去の経過を県が受け止めた上で、全国的に例のない工事の実施そのものについての了解を得るための説明会」であり、「そのため、県が主体となって開催し、(第2回は)県が会場等使用料を負担した」と説明している。

この管財課の説明について検討する。

まず、住民説明会を県が主体で開催する必要性についてであるが、前記「2事実関係」の「(1)本件に係る主な経緯」にあるとおり、浦和青年の家が廃止された以後、周辺住民を中心に当該跡地を日赤に売却することに反対し、全面公園化を求める運動が広がりを見せていた。平成20年3月時点で1万7千人余りの署名が知事に提出されるなど、県に対し強い要請や抗議等が繰り返されていた。

こうした住民の声に対しては、県が住民説明会で説明を行うなど、主体的に対応してきた。しかしながら跡地の売買契約締結後も、県の対応に納得できない住民もあり、継続的に管財課が住民からの要望等に対応してきた。

このような状況の中で、平成21年8月に再生砕石への石綿含有建材の混入が判明したことから、地域の中に大きな不安が広がり、県に対する不信感も一層高まる状況となったことが認められる。

県では、当該再生砕石の撤去に向けて、全国的に例がなく、法的に定められた工法もない中、さいたま市や労働基準監督署等と協議しながら工法を検討している状況であった。

そして前記「(2)住民等からの説明会の開催要請」にあるとおり、同年8月以後3回にわたり、知事に対し住民説明会の開催を求める要請文書が提出されるに至った。

以上のような県と住民等との関係の中、請負者の「工事説明会」だけでは十分な状況ではなく、当事者である県が説明責任を果たすために、経過説明を行うとともに撤去工事の実施そのものについて住民の意見を聞く住民説明会を開催することには必要性が認められるところである。また、県が住民説明会を開催することは、住民からの再三にわたる要請に応えたものと言える。なお、請負者の「工事説明会」は第1回の住民説明会で実施されていたと認められる。

次に、住民説明会での説明事項を見ると、第1回は、石綿混入が判明して初めての開催であることから、県から再生砕石への石綿混入についてのおわびと撤去工事に至るまでの経緯の説明を実施し、請負者から撤去工事内容の説明を行った。

その結果、主に石綿の飛散防止対策に関して住民から理解が得られず、工法を大幅に変更の上、改めて説明会を開催せざるを得ない状況となった。

そうして開催した第2回では、工法の変更を業者に発注する前に、新たな飛散防止対策等の変更内容についてあらかじめ住民の理解を得るべく県が説明を行ったものである。

このように、住民説明会の主な内容が県から説明すべき事項であったことから、県が主体で開催することの妥当性は認められる。

次に、説明会における住民からの意見等を見ると、工事内容に関わる飛散防止対策等の意見の他に、健康被害への対応、専門家を入れた検討委員会の設置、全国に先駆けてのマニュアルの策定、再生砕石問題の広く県民への周知及び原因究明の要請などであった。工事内容にとどまらず、今回の再生砕石問題全般について多岐にわたり県の対応等を求める内容となっており、「工事説明会」の範囲を超えている状況が認められる。

このような説明会のやり取りは住民が県に対して、かねてから求めていた内容であり、住民も単なる「工事説明会」を求めていたのではないことは明白である。

以上のことから、管財課の説明には一定の合理性が認められ、県が主体的に開催した住民説明会の会場等使用料を県が支出したことについて、不当とは言えないものと判断する。

したがって、「説明会は、請負者が開催し費用負担すべきであり、県費からの支出は不適切である。」とする請求人の主張には理由がない。

4 意見

本件請求を受け、総務部管財課を監査した中で、改善すべき事項が認められたため、次のとおり意見を付記する。

第1回住民説明会（平成21年10月27日開催）の会場等使用料について、職員が自費で負担していたことが判明した。

今後は、適正な事務処理を行うよう求めるものである。

資料

職員措置請求書

埼玉県監査委員 殿

平成22年11月29日

再生砕石撤去工事説明会会場費の件

請求の要旨

「旧浦和青年の家跡地及び旧岸町庁舎跡地における再生砕石撤去工事」第2回住民説明会（以下 説明会とする）が、平成21年12月2日浦和コミュニティセンター第15集

会室にて開催された。同説明会に於ける、会場使用料 3,080 円及び附属設備使用料 1,100 円合計 4,180 円が、埼玉県総務部管財課により支払われた。

しかしながら、「40 旧浦和青年の家跡地及び旧岸町庁舎跡地における再生砕石撤去工事仕様書」によれば、1 一般共通事項 項目 12 近隣に対する周知「工事に先立ち、監督員と打ち合わせの上、住民及び関係自治会等に対して工事説明会を開催する。」とある。説明会は、請負者が開催し費用負担すべきである。よって県費からの支出は、不適切である。ちなみに第 1 回住民説明会平成 21 年 10 月 27 日開催分の会場費等は、埼玉県では支出していない。

埼玉県総務部管財課長以下同課職員並びに本件に関連連座する全職員に、支払合計金額 4,180 円の補填をさせるなど、必要な措置を講じるよう勧告することを求める。

右地方自治法第 242 条第 1 項の規定により別紙事実証明書を添え必要な措置を請求します。

別紙事実証明書（資料名を記載、内容は略）

- | | | |
|------|---|--------|
| 別紙 1 | 「送付票」（種別：財務 兼命令、文書番号：094200251907000000）
住民説明会における会議室使用料 | |
| 別紙 2 | 支出命令 起案年月日 H21/11/10 支出予定日 H21/12/02
住民説明会における会議室使用料 | ¥4,180 |
| 別紙 3 | 「領収書」住民説明会における会議室使用料 資金前渡担当者
埼玉県 会計管理者 あて 平成 21 年 12 月 2 日 | ¥4,180 |
| 別紙 4 | 「送付票」（種別：財務 精算、文書番号：0947032980000000）
住民説明会における会議室使用料 | |
| 別紙 5 | 精算 起案年月日 H21/12/03 精算年月日 H21/12/03
住民説明会における会議室使用料 | ¥4,180 |
| 別紙 6 | 利用許可書兼領収書 第 091131901834 号 平成 21 年 11 月 12 日
浦和コミュニティセンター 第 15 集会室 | |
| 別紙 7 | 仕様書 「40 旧浦和青年の家跡地及び旧岸町庁舎跡地における再生砕石撤去工事」 | |
| 別紙 8 | 公文書不開示決定通知書 管財第 1549 号 平成 22 年 3 月 8 日 | |

雑報

普通肥料の検査結果の公表に関する告示

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第三十条第七項の規定に基づき、
普通肥料の検査の結果を次のとおり公表する。

平成二十三年一月二十一日

埼玉県病害虫防除所長 鈴木 栄一

平成22年 11月分

肥料の種類等	保証票添付者	肥料の名称	検査の概要				備考
			分析結果		保証票 の検査	その他 の検査	
			項目	指摘事項			
魚節煮かす	千成産業株式会社	9.0千成魚節煮かす	主成分 - TN				
加工家きんふん肥料	千成産業株式会社	千成加工家きんふん肥料	主成分 - TN、TP、TK 有害成分 - ひ素				
混合有機質肥料	千成産業株式会社	混合有機質3号	主成分 - TN、TP 有害成分 - カドミウム、ひ素				

注1 分析検査及びその他検査の欄は、検査対象荷口全体の肥料を代表するように必要袋数（ばらの場合には、必要部位数）を抽出し、混合した試料1点について検査した結果である。

2 分析検査項目に係る指摘事項は、分析値と規格・基準値又は表示値とを比較した結果である。

3 主成分の略号は、次のとおりである。

TN - 窒素全量、TP - リン酸全量、TK - 加里全量

雑 報

特殊肥料の検査結果の公表に関する告示

肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第三十条第七項の規定に基づき、
特殊肥料検査の結果を次のとおり公表する。

平成二十三年一月二十一日

埼玉県病害虫防除所長 鈴木 栄 一

平成22年11月12月分

特殊肥料 の指定名	生産業者、輸入業者 若しくは販売業者 又は表示者	届出名(及び商品名)	検 査 の 結 果									備 考
			TN (%)	TP (%)	TK (%)	TCu (mg/kg)	TZn (mg/kg)	TCa (%)	C/N	水分 (%)	その他 の検査	
動物の排せつ 物の燃焼灰	千成産業株式会社	けいふん燃焼灰	0.05	12.36	9.93	220	1077	53.07	8.5	0.26		
たい肥	株式会社アイルクリ ーンテック	みのり	3.89	5.15	3.02	9	91	3.64	7.3	16.08		
	埼玉県	雑草の堆肥	0.73	0.46	0.34	28	117	1.33	9.8	39.54		

備考：1 分析検査を実施した成分等の略号は次のとおりである。

TN - 窒素全量、TP - リン酸全量、TK - 加里全量、TCu - 銅全量、TZn - 亜鉛全量、TCa - 石灰全量、C/N - 炭素窒素比、水分 - 水分含有量

2 分析値は原則として現物当たりの数値である。ただし、備考欄に「乾物当たり」と記載のある場合は、水分を除き他の項目は乾物当たりの数値である。

雑 報

収去した飼料等の試験結果の概要の公表に関する告示

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和二十八年法律第三十五号)第五十六条第七項の規定により、平成二十二年十一月に収去した飼料等の試験結果の概要を次のとおり公表する。

平成二十三年一月二十一日

埼玉県病害虫防除所長 鈴 木 栄 一

